

中小企業向けS B T 認定取得支援事業

脱炭素経営の促進及び県内温室効果ガスの排出の削減を図ることを目的に
県内中小企業者の排出量把握及び削減目標の設定等を支援します！



みんなS B T
って知ってる？

“S B T”とは

パリ協定が求める水準と整合した温室効果ガス排出削減目標のこと。
認定は国際的な認証機関である「S B T i」が実施。

【対象】 県内企業等中小企業向けS B T 認定基準に相当する温室効果ガス排出削減目標を設定するもので、以下のいずれにも該当すること。

- 県内に本社または主たる事業所を有する中小企業者等であること
- S B T iの定義する中小企業向けS B T 認定の申請要件に該当していること 等

中小企業向けS B T 認定取得のメリット

- 温室効果ガスを削減し、SDGsに貢献できる
- 投資家や顧客に対してプラスのアピールができる
- 社内のイノベーション喚起につながる



募集期間

令和8（2026）年4月20日（月）～6月30日（火）

【補助要件】 ● 中小企業向けS B T 認定取得申請を行い、**中小企業向けS B T 認定を取得すること。**
※中小企業向けS B Tの取得に至らない場合、**補助の対象外**となります。

- 中小企業の脱炭素経営の促進及び県内温室効果ガスの排出の削減のため、**栃木県が行う普及啓発の取組に協力（事例紹介 等）**すること。

【補助金額】 ● 補助率：補助対象経費の1 / 3

- 上限：50万円

区分	概要
委託費	温室効果ガス排出量削減目標設定等を行うに当たり、受託者へ支払う経費
認定取得費用	中小企業向けS B T 認定の取得に際し要する申請費用（原則として、令和8年1月9日付、財務省告示第10号による外国貨幣換算率により、1ドルにつき149円として算定する）

※国、地方公共団体等から補助金の交付を受ける場合は、その金額を除いた額を補助対象経費とする。

問い合わせ先

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 県庁舎本館11階
栃木県環境森林部 気候変動対策課 カーボンニュートラル推進室
TEL：028-623-3262 メール：kikou-hendou@pref.tochigi.lg.jp



詳細は県HP